

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
大天工業株式会社	大府市	平成22年12月22日から平成23年1月21日(1か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)	産業廃棄物処理業の許可の無い業者に対し、許可を得ていないことを知りながら中間処理した解体ごみの処分を委託したとして、大天工業株式会社の社員が、平成22年12月8日に廃棄物処理法違反の容疑で逮捕された。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、大天工業株式会社に対し指名停止を行う。

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第14号

指名停止要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内